昭和 50 年度から昭和 57 年度までの各年度において財政健全化のため発行を許可された地方債、財源対策債、昭和 51 年度から昭和 53 年度までの各年度、昭和 61 年度及び平成 4 年度から平成 14 年度までの各年度及び平成 16 年度において発行を許可された補正予算債、地域財政特例対策債、臨時財政特例債、公共事業等臨時特例債並びに当該年度の 6 月 1 日以降において借り入れた地方債を除く。）の当該年度における元利償還金

AC_n　非構造部材の耐震対策事業（特定天井に限る。）に係る経費に充てるため平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た学校教育施設等整備事業債のうち幼稚園又は特別支援学校に係るものの額に相当する額

AD_{28}　ア　平成 28 年度市場公募都市に係るもの　0.0026

イ　平成 28 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0026

算式Ⅱ

$$\frac{B \times \alpha \times 0.285}{1{,}700\text{円} \times A}$$

算式Ⅱの符号

A　測定単位の数値

B　災害対策基本法第 42 条第 1 項の規定に基づく市町村地域防災計画に掲上されている災害危険区域において災害の発生を防止し、又は災害の拡大を防止するために単独で実施する治山、小規模山地崩壊等の事業の経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債（災害復旧事業債、昭和 53 年度から平成 28 年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、昭和 53 年度から昭和 57 年度まで及び昭和 59 年度の各年度において財政健全化のため発行を許可された地方債、財源対策債、地域財政特例対策債、臨時財政特例債、当該年度の 6 月 1 日以降において借り入れた地方債及び地方債計画に計上されない地方債を除く。）の当該年度における元利償還金

α　算式Ⅱの符号中 B の額を第 17 条第 3 項の規定によって算定した当該地方団体の標準財政収入額で除して

昭和 50 年度から昭和 57 年度までの各年度において財政健全化のため発行を許可された地方債、財源対策債、昭和 51 年度から昭和 53 年度までの各年度、昭和 61 年度及び平成 4 年度から平成 14 年度までの各年度及び平成 16 年度において発行を許可された補正予算債、地域財政特例対策債、臨時財政特例債、公共事業等臨時特例債並びに当該年度の 6 月 1 日以降において借り入れた地方債を除く。）の当該年度における元利償還金

算式Ⅱ

$$\frac{B \times \alpha \times 0.285}{1{,}680\text{円} \times A}$$

算式Ⅱの符号

A　測定単位の数値

B　災害対策基本法第 42 条第 1 項の規定に基づく市町村地域防災計画に掲上されている災害危険区域において災害の発生を防止し、又は災害の拡大を防止するために単独で実施する治山、小規模山地崩壊等の事業の経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債（災害復旧事業債、昭和 53 年度から平成 27 年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、昭和 53 年度から昭和 57 年度まで及び昭和 59 年度の各年度において財政健全化のため発行を許可された地方債、財源対策債、地域財政特例対策債、臨時財政特例債、当該年度の 6 月 1 日以降において借り入れた地方債及び地方債計画に計上されない地方債を除く。）の当該年度における元利償還金

α　算式Ⅱの符号中 B の額を第 17 条第 3 項の規定によって算定した当該地方団体の標準財政収入額で除して